

# 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

## 有本整形外科 リハビリ・ケアセンター 通所リハビリテーション事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団有本整形外科(以下「事業所」という。)が開設する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 有本整形外科 リハビリ・ケアセンター
- ② 所在地 岐阜県加茂郡川辺町石神字下迫間 257-1

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

医師 1名以上(うち1名は管理者と兼務)

理学療法士 1名以上

作業療法士 1名以上

看護職員 1名以上

介護職員 1名以上

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、木曜日午後、土曜日午後、祝祭日、夏季休暇(8月13日～15日)、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
- ② 営業時間 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 ・1単位目 午前8時30分から午前12時30分  
・2単位目 午後1時30分から午後5時30分までとする。

### (通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位目 24名
- ② 2単位目 24名

### (通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。しかし、ある一定以上の所得のある利用者のサービス利用負担割合は、その2割または3割の値とする。

- ① 機能訓練
  - ② 入浴(一般浴)
  - ③ 食事の提供
  - ④ 健康チェック
  - ⑤ 送迎
  - ⑥ 延長サービス(介護給付)
  - ⑥ リハビリマネジメント(介護給付)
  - ⑦ 運動器機能向上(介護予防給付)
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。
- 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルにつき 100円
- 3 おやつ代は、100円を徴収する。
  - 4 お茶代は、150円を徴収する。
  - 5 おむつ代は、実費を徴収する。
  - 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
  - 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川辺町全域、美濃加茂市の一部地域(下米田町・森山町・山之上町)、八百津町の一部地域(上飯田・和知)の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情処理)

第11条 苦情に関する処理については、別途資料「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に従う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
  - ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団有本整形外科と有本整形外科リハビリ・ケアセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この改定規程は、平成27年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成27年8月1日から施行する。

この改定規程は、平成28年2月1日から施行する。

この改定規程は、平成28年6月1日から施行する。

この改定規程は、平成29年9月16日から施行する。

この改定規程は、平成30年4月1日から施行する。

この改定規程は、平成31年1月16日から施行する。

この改定規程は、令和3年4月1日から施行する。

この改定規程は、令和5年12月11日から施行する。

この改定規程は、令和6年6月1日から施行する。

この改定規程は、令和7年4月1日から施行する。